

第2編 設備別編
第9章 水管理制御システム
第1節 直接測定による出来形管理
第2節 品質管理

第1節 直接測定による出来形管理

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 理制御 シス テム 製作	1. 情報処理 設備 (1) データ処 理装置 (2) 表示記録 端末装置 (3) サーバ装 置 (4) 補助記憶 装置 (5) プリンタ (6) 時計装置	1. 外観構造		
	B	(1) 外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
	B	(2) 銘板記入 事項		承諾図書の型式と一致していること。
	(7) 入出力処 理装置	1. 外観構造		
		B	(1) 外観	汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
		B	(2) 構造	承諾図書に示された形式、保護構造であること。
		B	(3) 尺寸法	寸法はJEM1459の盤寸法の許容差及び直角度の 公差以内であること。
		B	(4) 材質・板 厚	承諾図書に示された材質・板厚であること。
		B	(5) 取付器具	承諾図書に示された規格の器具が所定の位置に 適切な方法により固定されていること。
		B	(6) 配線	承諾図書のとおり配線されるとともに接続 部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じ ていないこと。
		B	(7) 銘板記 入事項	承諾図書と一致していること。
	2. 監視操作 設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤 (グラフィ ックパネ ル、ミニグ ラフィッ クパネル) (3) 警報表示盤	B	1. 外観構造	1. (7) 入出力処理装置に準ずる。
	(4) 大型表示 装置	B	1. 外観構造	1. (1) データ処理装置に準ずる。
	(5) 監視操作 端末装置	B	1. 外観構造	1. (1) データ処理装置に準ずる。

測定及び判定の方法	摘要
外観を目視により確認する。	[管理における共通事項] 1. 機器(装置) の検査及び 試験は、全 数実施する ものとする。 2. 機器の管理 項目は、標 準的な構造 のものを対 象に設定し ているので 、管理でき ない項目が ある場合は 別途協議す るものとす る。
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
外観を目視により確認する。	
形式、保護構造を目視により確認する。	
外形寸法をスケール、直角度を直角定規等により測定する。	
材質・板厚が所定のものであることを確認する。 なお、材質についてはミルシートで確認する。	
取付器具の規格及び取付状態を目視、場合によりスケールにより確認する。	
配線状態を目視により確認する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
1. (7) 入出力処理装置に準ずる。 ミニグラフィックパネルについては、(2)構造、(7)銘板記入事項は除く。	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	

	工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 管理制御 システム <small>製作</small>	3. 情報伝送 設備 (1) テレメー タ、テレ メータ・ テレコン トローラ 装置 (IM, TM・TC 装置) (2) 入出力中 継装置 (3) 機側伝送 装置 (4) 対孫局中 継装置 (5) 孫局装置	B	1. 外観構造		1. (7) 入出力処理装置に準ずる。 ユニット形構造の場合は、直角度の測定は除く。
	(6) データ転 送装置 (7) 設定値制 御装置 (8) スイッチ ングハブ (9) ルータ (10) メディア コンバーバ タ	B	1. 外観構造		1. (1) データ処理装置に準ずる。
	4. 雨水テレメ ータ・放流 警報設備 (河川管理 用) (1) 雨水テレ メータ装置 ① テレメー タ監視局 装置 ② テレメー タ観測局 装置 (2) 放流警報 装置 ① 放流警報 制御監視 局装置	B	1. 外観構造		3. (1) TM、TM・TC 装置に準ずる。 3. (1) TM、TM・TC 装置に準ずる。

測定及び判定の方法	摘要
1. (7) 入出力処理装置に準ずる。 ユニット形構造の場合は、直角度の測定は除く。	

	工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 理制御 シス テム 製作	② 警報局装 置				
	(3) サイレン 装置		1. 外観構造		
	① サイレン 制御盤	B	(1) 外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
	(4) 拡声装置	B	(2) 尺法		寸法は JEM1459 の盤寸法の許容差以内であるこ と。
	① 音声增幅 器	B	(3) 銘板記入 事項		承諾図書と一致していること。
	5. 無線設備	B	1. 外観構造		1. (1) データ処理装置に準ずる。
	(1) 無線装置				
	(2) 移動無線 装置				
	(3) 無線中継 装置	B	1. 外観構造		1. (7) 入出力処理装置に準ずる。
	6. CCTV 設備	B	1. 外観構造		1. (7) 入出力処理装置に準ずる。
(4) カメラ装 置	(1) CCTV 装置				
	(2) 操作器				
	(3) カメラ制 御装置				
	1. 外観構造				
	B	(1) 外観			汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
	B	(2) 構造			承諾図書に示された保護構造であること。
	B	(3) 外形寸法			外形寸法は JIS B 0405 の V (極粗級) の寸法許 容差以内であること。
	B	(4) 材質			承諾図書に示された材質であること。
	B	(5) 銘板記入 事項			承諾図書と一致していること。
	7. 電源設備				
8. 計測設備	(1) 直流電源 装置 [DC12V・24V]	B	1. 外観構造		施設機械工事等施工管理基準、第 8 章電気設備、 3. 直流電源装置に基づき実施する。
	(1) フロート 式水位計 (デジタル式)		1. 外観構造		
	(2) フロート 式水位計 (シグロ式)	B	(1) 外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
	B	(2) 構造			承諾図書に示された形式、保護構造であること。

測定及び判定の方法	摘要
	外観を目視により確認する。 外形寸法をスケールにより測定する。 銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。 1. (1) データ処理装置に準ずる。 1. (7) 入出力処理装置に準ずる。 1. (7) 入出力処理装置に準ずる。 操作器については、(2) 構造、(3) 尺法、(4) 材質・板厚、(5) 取付器具、(6) 配線は除く。
	外観を目視により確認する。 目視及び製造者の試験成績書等により保護構造を確認する。 外形寸法をスケールにより測定する。 なお、ドーム型は除く。
	材質が所定のものであることを確認する。 銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。 外観を目視により確認する。 形式は目視、保護構造は目視及び製造者の試験成績書等により保護構造を確認する。 なお、雨量・雨雪量計は除く。

	工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 理制御 シス テム (製作)	(3) フロート式水位計 デジタル式	B	(3) 外形寸法		外形寸法が製造者規定値以内であること。
	(4) フロート式水位計 (水研62型)	B	(4) 材質		承諾図書に示された材質であること。
	(5) 圧力式水位計(半導体式)	B	(5) 銘板記入事項		承諾図書と型式等が一致していること。
	(6) 圧力式水位計(セラミック式)				
	(7) 圧力式水位計(差動カバ式)				
	(8) 圧力式水位計(水晶式)				
	(9) 超音波式水位計				
	(10) 電波式水位計				
	(11) 電磁式流量計				
	(12) 超音波式流量計 (管路用)				
	(13) 超音波式流量計 (開渠用)				
	(14) 圧力計				
	(15) 雨量・雪量計				

測定及び判定の方法	摘要
外形寸法をスケールにより測定する。	
材質が所定のものであることを確認する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 理制御 シス テム (据付)	1. 情報処理 設備	1. 据付外観		
	(1) データ処 理装置	B (1) 据付状態		1. 承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据付けられていること。 2. 据付水平度等が許容値以内であること。 3. 汎用デスクに設置される装置は耐震バンドで固定されていること。
	(2) 表示記録 端末装置	B (2) 外観状態		1. 変形、損傷していないこと。 2. 取付器具及び収納機器が破損又は外れていないこと。 3. 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 4. 异物が混入していないこと。 5. 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	(3) サーバ裝 置			
	(4) 補助記憶 装置			
	(5) プリンタ			
	(6) 入出力處 理装置	1. 据付外観		
	(7) 時計装置	B (1) 据付状態		1. 承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据付けられていること。 2. 据付水平度等が許容値以内であること。 3. アンカーボルト等で堅固に固定されていること。 4. アンカーボルトねじ部の先端が、ナットの上面からねじ山が2~3山以上(目安)確保されていること。
		B (2) 外観状態		1. 変形、損傷していないこと。 2. 取付器具及び収納機器が破損又は外れていないこと。 3. 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 4. 异物が混入していないこと。 5. 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	2. 監視操作 設備	B 1. 据付外観		1. (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(1) 操作卓			
	(2) 監視盤 (グラフィックパネル 、ミニグラフィックパ ネル)			
	(3) 警報表示 盤			

測定及び判定の方法	摘要
据付状態を目視、スケール、水平器(水準器)等により確認する。	
外観状態を目視により確認する。	
据付状態を目視、スケール、水平器(水準器)、下げ振り等により確認する。	時計装置は壁掛けに適用し、タイムサーバなどラック実装品は除く。
外観状態を目視により確認する。	
1. (6) 入出力処理装置に準ずる。	

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 管理制御 システム (据付)	(4) 大型表示装置 (5) 監視操作端末装置	B	1. 据付外観	1. (1) データ処理装置に準ずる。
	3. 情報伝送設備 (1) テレメータ、テレメータ・テレコントロール装置(TM, TM・TC装置) (2) 入出力中継装置 (3) 機側伝送装置 (4) 対孫局中継装置 (5) 孫局装置	B	1. 据付外観	1. (6) 入出力処理装置に準ずる。 TM・TC装置などに無線装置、データ転送装置、設定値制御装置、スイッチングハブ、ルータ、メディアコンバータを実装した場合は、実装された装置で確認する。
	4. 雨水テレメータ・放流警報設備(河川管理用) (1) 雨水テレメータ装置 ① テレメータ監視局装置 ② テレメータ観測局装置 (2) 放流警報装置 ① 放流警報制御監視局装置 ② 警報局装置 (3) サイレン装置 ① サイレン制御盤	B	1. 据付外観	3. (1) TM、TM・TC装置に準ずる。 雨水テレメータ装置、警報局装置に無線装置を実装した場合は、実装された装置で確認する。

測定及び判定の方法	摘要
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
1. (6) 入出力処理装置に準ずる。 TM・TC装置などに無線装置、データ転送装置、設定値制御装置、スイッチングハブ、ルータ、メディアコンバータを実装した場合は、実装された装置で確認する。	
3. (1) TM、TM・TC装置に準ずる。 雨水テレメータ装置、警報局装置に無線装置を実装した場合は、実装された装置で確認する。	

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 管理制御 システム <small>(据付)</small>				
	② サイレン (4) 拡声装置 ① 音声増幅器 ② ホーンスピーカ (5) 集音マイク (6) 回転灯			
5. 無線設備		1. 据付外観		
(1) 移動無線装置	B	(1) 据付状態		承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据付られていること。
	B	(2) 外観状態		1. (6) 入出力処理装置に準ずる。
(2) 無線中継装置	B	1. 据付外観		1. (6) 入出力処理装置に準ずる。
(3) 空中線装置		1. 据付外観		
	B	(1) 据付状態		承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置(高さ、方向)に据付られていること。
	B	(2) 外観状態		1. 変形、損傷していないこと。 2. 配線接続部に断線、接触不良、接続外れが生じていないこと。
6. CCTV 設備	B	1. 据付外観		1. (6) 入出力処理装置に準ずる。
(1) CCTV 装置 (2) カメラ制御装置 (3) カメラ装置				
7. 電源設備		1. 据付外観		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実施する。
(1) UPS 電源装置 <small>(汎用品)</small>	B	1. 据付外観		7. (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。
(2) 耐雷トランジス	B	1. 据付外観 (1) 据付状態 (2) 外観状態		7. (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。
	B	(3) 配線状態		原則として一次側電源線と二次側電源線は離して配線する。
(3) 直流電源装置 <small>[DC12V・24V]</small>	B	1. 据付外観		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、3. 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実施する。
(4) 太陽電池電源装置	B	1. 据付外観		7. (2) 耐雷トランジスに準ずる。

測定及び判定の方法	摘要
据付状態を目視、スケールにより確認する。	
1. (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1. (6) 入出力処理装置に準ずる。	
取付状態を目視、位置(高さ・方向)を緯度経度測定器、方位測定器、スケールにより確認する。	
外観状態を目視で確認する。	
1. (6) 入出力処理装置に準ずる。	
7. (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。	
入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。	
7. (2) 耐雷トランジスに準ずる。	

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 管理制御 システム (据付)	8. 計測設備 (1) フロート 式水位計 (ボテショ式) (2) フロート 式水位計 (シカ式) (3) フロート 式水位計 (デジタル式) (4) フロート 式水位計 (水研62) 型) (5) 圧力式水 位計(半 導体式) (6) 圧力式水 位計 (セラミック式) (7) 圧力式水 位計(差 動ラジ ス式) (8) 圧力式水 位計(水 晶式) (9) 超音波式 水位計 (10)電波式水 位計 (11)電磁式流 量計 (12)超音波式 流量計 (管路用) (13)超音波式 流量計 (開渠用) (14)圧力計 (15)雨量・雨 雪量計	B	1. 据付外観	1. (6)入出力処理装置に準ずる。

測定及び判定の方法	摘要
1. (6)入出力処理装置に準ずる。	

第2節 品質管理

1. 機器・部品管理

水管理制御システムに用いる機器・部品等の試験方法は次のとおりとする。

種類	規格	試験方法	試験項目
FAパソコン			構成品検査、外観検査、動作試験など製造者の標準試験項目 また、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、信頼性試験も成績書で証明してもらうことが望ましい。
PLC			外観検査、機能試験など製造者の標準試験項目 なお、電源ユニットは絶縁抵抗試験、耐電圧試験も項目とする。
時計装置			外観検査、電気的特性試験、性能試験など製造者の標準試験項目
設定値制御装置			性能試験など製造者の標準試験項目
その他の機器			製造者の標準試験項目

(参考) 規格値	試験方法	処置
製造者の試験結果に基づく試験成績書等で確認する。 なお、汎用品等で当該機器の試験成績書の発行を受けない場合は、受注者の品質試験で対応することとする。		

2. 塗装管理

水管理システムで製作する機器（装置）の塗装管理は次のとおりとする。

なお、汎用品に類する機器（装置）は製造者の塗装管理による。

機器（装置）名称	項目	測定及び判定基準	測定及び判定の方法
1. 情報処理設備 (1) 入出力処理装置	外観	塗むら、ふくれ等がなく承諾図書に示す塗装色と一致していること。	塗むら、ふくれ等がなく承諾図書に示す塗装色と一致していることを目視、色見本により確認する。
2. 監視操作設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤（グラフィックパネル、ミニグラフィックパネル） (3) 警報表示盤	膜厚	承諾図書に示す塗装膜厚以上であること。	盤の外面、内面の前面・背面・側面・天井面、底面の塗装膜厚を膜厚計で測定し、承諾図書に示す塗装膜厚以上であることを確認する。
3. 情報伝送設備 (1) テレメータ、テレメータ・テレコントロール装置（TM、TM-TC 装置） (2) 入出力中継装置 (3) 機側伝送装置 (4) 対孫局中継装置 (5) 孫局装置			
4. 雨水テレメータ・放流警報設備 (1) テレメータ監視局装置 (2) テレメータ観測局装置 (3) 放流警報制御監視局装置 (4) 警報局装置 (5) サイレン制御盤			
5. 無線設備 (1) 無線中継装置			
6. CCTV 設備 (1) CCTV 装置 (2) カメラ制御装置			
7. 電源設備 (1) 直流電源装置			

（注）塗装管理をする機器（装置）は代表的なものを記載しているため、本表に記載がないものは類似品から判断するものとする。また、汎用品に類する機器（装置）も同様とする。

3. 機能試験

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管 管理制御 システム 製作	1. 情報処理 設備 (1) データ処 理装置	1. 電気的特 性試験		
		A (1) 電源電圧 変動試験		定格電圧の±10%で正常に動作すること。
		A (2) 消費電流 測定		承諾図書に示された定格値以下であること。
	(3) サーバ装 置	2. 単体試験		
		A (1) 機能試験		承諾図書に示された仕様で正常に動作すること。
		1. 電気的特 性試験		
	(4) 助記憶 装置	A (1) 電源電圧 変動試験		定格電圧の±10%で正常に動作すること。
		2. 単体試験		
		A (1) 機能試験		承諾図書に示されたデータの書き込み・読み出しが正 常に見えること。
	(5) 入出力処 理装置	1. 電気的特 性試験		
		A (1) 絶縁抵抗 試験		測定値が $10M\Omega$ 以上であること。
		A (2) 電源電圧 変動試験		定格電圧の±10%で正常に動作すること。
		A (3) 消費電流 測定		承諾図書に示された定格値以下であること。
		A (4) 耐電圧試 験		JEM1460 による。(印加部分に試験電圧を 1 分間 印加しても異常がないこと。)
		2. 単体試験		
		A (1) 機能試験		承諾図書に示された装置間でデータの入出力が 見えること。
	(6) プリンタ	1. 電気的特 性試験		1. (1) データ処理装置に準ずる。
		2. 単体試験		
		B (1) 機能試験		承諾図書に示された仕様で正常に印字すること。
	(7) 時計装置	1. 電気的特 性試験		1. (1) データ処理装置に準ずる。
		2. 単体試験		

測定及び判定の方法	摘要
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	〔管理における共通事項〕 1. 機器（装置）の検査及び試験は、全数実施するものとする。 2. 機器の管理項目は、標準的な構造のものを対象に設定しているので、管理できない項目がある場合は別途協議するものとする。 ※単体試験とは装置単体で行う試験である。
定常状態において消費電流を測定する。	
装置を起動し、機器仕様と動作状態を確認する。また、装置の停止操作を行いシャットダウンできることを確認する。（ソフトウェア機能確認は総合組合せ試験）	
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	
データ処理装置と組合せて書き込み・読み出し動作を確認する。	
筐体と電源端子間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計で確認する。	
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	
定常状態において消費電流を測定する。	
電源回路と大地間の絶縁耐力を確認する。	
TM・TC 親局装置・データ処理装置・操作卓・監視盤等とのデータ入出力処理、雨水 TM 装置・放流警報装置・時計装置からのデータ入力処理、監視盤・警報盤へのデータ出力処理を確認する。（情報処理設備、監視操作設備との機能組合せ試験）	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。（データ処理装置等との組合せ）	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	

工種	分類	項目	管理基準値 (mm)	測定及び判定基準
水管制御システム 製作	(1) 操作卓	B	(1) 機能試験	承諾図書に示された時刻修正、時刻精度、停電補償が行えること。
		A	1. 電気的特性試験	1. (5) 入出力処理装置に準ずる。
			2. 単体試験	
		A	(1) 機能試験	承諾図書に示された操作・制御、表示、異常処理が行えること。
	(2) 監視盤 (グラフィックパネル、ミニグラフィックパネル)	A	1. 電気的特性試験	1. (5) 入出力処理装置に準ずる。
			2. 単体試験	
		A	(1) 機能試験	承諾図書に示された表示が行えること。
	(3) 大型表示装置	B	1. 電気的特性試験	1. (1) データ処理装置に準ずる。
			2. 単体試験	
		A	(1) 機能試験	承諾図書に示された表示が行えること。
	(4) 警報表示盤	A	1. 電気的特性試験	1. (5) 入出力処理装置に準ずる。
			2. 単体試験	
		A	(1) 機能試験	承諾図書に示された表示、異常警報が行えること。
	(5) 監視操作端末装置	A	1. 電気的特性試験	1. (1) データ処理装置に準ずる。
			2. 単体試験	
		A	(1) 機能試験	1. (1) データ処理装置に準ずる。
3. 情報伝送設備	A	1. 電気的特性試験 (1) 絶縁抵抗試験 (2) 電源電圧変動試験 (3) 消費電流測定 (4) 耐電圧試験		1. (5) 入出力処理装置に準ずる。

測定及び判定の方法	摘要
製造者の試験成績書により時刻修正、時刻精度、停電補償を確認する。	機能組合せ試験により操作卓の操作・制御、表示、異常処理などの機能を確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)
1. (5) 入出力処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。 (大型表示装置を制御する装置と組合せ、疑似データで表示を確認)	
1. (5) 入出力処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
1. (1) データ処理装置に準ずる。	
1. (5) 入出力処理装置に準ずる。	